

地区計画とは

地区計画とはみなさんにとっての良好な市街地環境をつくり、それを守って行くために、道路や公園などの地区施設と建築物の整備を一体的に計画して、地区の特性に応じたきめ細やかな市街地像を実現していく制度です。

小松駅東地区では土地区画整理事業による基盤整備にあわせ、魅力ある商業・業務施設の集積及び駅前中心地にふさわしい都市環境の整備・保全を図るために地区計画が定められています。

(尚、当地区計画は平成12年6月23日付で小松能美都市計画の地区計画に決定されています。)

地区計画の内容

名 称	小松駅東地区地区計画		
位 置	小松市日の出町一丁目、二丁目、及び三丁目、四丁目の一部 小松市土居原町、八日市町地方の各一部		
面 積	約14.5ha		
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	本地区は小松駅東側に位置し、小松駅東土地区画整理事業の施行により、道路、公園等の公共施設及び宅地の整備が行われる地区である。	
		また本地区では、連続立体交差事業や北陸新幹線の導入に対して、駅西地区との有機的連携を図りつつ、交通結節拠点の形成や東西市街地の一体化を図ることとしている。	
		既存の工場・業務施設が立地する本地区は、研究・業務機能を図るとともに、魅力ある商業施設の集積と、それに調和した中心市街地における良好な住宅地づくりを進めるとともに、建築物等を計画的に誘導し、駅前中心地にふさわしい都市環境の整備を図る。	
	土地利用の方針	地区計画の土地利用は、用途地域の指定及び当該土地区画整理事業の土地利用計画を基本としつつ、当地区を2つの地区に細区分し、それぞれの地区の特性を活かすとともに地区相互が補完しあい、さらに地区全体としてバランスのとれた合理的な土地利用を図る。	
		① A 地 区 商業・業務・研究開発複合地区 小松市の顔としての東駅前広場、公園を含む地区で商業施設及び一般への開放的な用途を含む業務・研究開発施設などを中心とし、かつ、住宅とが調和する地区としての土地利用を図る。	② B 地 区 沿道型商業・業務複合地区 既存の土地利用との連続性に配慮し、周辺環境に配慮した沿道型商業施設及び業務機能を誘導配置する。
	建築物等の整備の方針		

地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、景観的な配慮を行い、かつ、周辺環境との調和を保ちながら、それぞれの土地利用にふさわしい街区の形成が図られるよう、建築物等に関する制限を次のように定める。

- ①健全な複合市街地形成のため、風俗営業等を規制し「建築物等の用途の制限」を行う。
- ②うるおいとゆとりのある街並みを形成するため、敷地の道路に面する部分に生垣、樹木等の植栽による緑化を図る。また、小松駅東通り1号線、小松駅東通り2号線、日の出町線及び国道線の各都市計画道路の沿道部においては、快適な歩行者空間を確保し良好な都市景観の形成が図られるよう「建築物の壁面の位置の制限」を定める。
- ③バランスのとれた街並みを形成及び眺望性を図るため、「建築物等の高さの最高限度」を定める。
- ④景観上の配慮と安全なまちづくりを推進するため「建築物等の意匠の制限」、「かき又はさくの構造の制限」を定める。
- ⑤多数の公衆の利用に供する施設及び住宅地の出入口・通路・階段等については、高齢者や障害者を含めた全ての人々が安全かつ快適に利用できるよう、バリアフリーを推進する。